

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による令和元年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年12月16日

小松市監査委員 小栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 産業未来部 商工労働課，農林水産課
- 2 監査実施日 令和元年10月23日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成30年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，産業未来部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

(1) 商工労働課

ア 産業団地の企業誘致においては，小松市の強み・弱みを認識し，企業のニーズを捉えたうえで誘致対象を絞り込み個別に足を運ぶなど，主体性と戦略性をもって取り組まれない。

イ 雇用機会の創出に当たり，日本社会においては，近年働き手として外国人の存在感が高まっていることを念頭に置くと共に，学生など若い世代の就職希望者に向けては，より効果的な方法で求人情報の発信を行い，企業との繋ぎ役としての機能を十分に果たすよう努められない。

(2) 農林水産課

ア 里山自然学校せせらぎの郷については、食育レストランが好評を得ており平成 29 年度のリニューアル以降利用者数は好調に推移している。今後も高品質で安定的なサービスの継続提供を行うため、管理運営については、総合的かつ中長期的な視点を持って取り組まれない。

イ 農林水産課の事業は、国土の保全及び食料安全保障等に寄与するため、重要な役割を担っていることから多岐にわたる分野で補助事業が中心となっている。補助金の交付に当たっては、成果や効果等について十分検証し、小松市の一次産業の持続的な発展のため、公益上の必要性を見極め適正に執行されたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 都市創造部 建築住宅課
- 2 監査実施日 令和元年10月23日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成30年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，都市創造部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

ア 市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより，市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものである。入居資格については，入居者の所得状況や使用状況について定期的に現況を把握するなど，適正管理に努められたい。

イ 近年，全国各地で河川の氾濫や堤防の決壊が相次ぎ，浸水被害が頻発している。建築確認申請時には，浸水の想定区域を示すなどの情報提供を行い，市民の安全なくらしの発展に繋がられたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 消防本部
- 2 監査実施日 令和元年10月23日
- 3 監査実施場所 消防本部
- 4 監査の範囲 平成30年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，消防長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

ア 近年，命の危険に及ぶ激甚な自然災害が発生しており，今後，非常時における人員や水等の確保については平時の備えがより重要となる。関係部局や企業などと横断的に連携し，引き続き災害対策に取り組まれない。

イ 小松市消防奨励基金については，昭和49年の設置当初から長年に渡り一度も取り崩すことなく積み立てられている。設置の趣旨に則った事業への活用や資金運用など，有効な活用方法について検討されたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 農業委員会事務局
- 2 監査実施日 令和元年10月23日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成30年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，農業委員会事務局長ほか関係職員の同席の下，事務局長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。